

登別市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、登別市犯罪被害者等支援条例（令和7年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病であつて、被害届が警察に受理されているもの又は被害届を警察に提出することが困難であると市長が認めたものをいう。

(2) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者であつて、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において市民であつたものをいう。

(窓口の設置)

第3条 条例第7条第2項に規定する犯罪被害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うための窓口は、市民生活部市民協働グループに設置するものとする。

(遺族見舞金の支給の対象者)

第4条 条例第8条第1項第1号に規定する遺族見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪被害者の死亡の時ににおいて、犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族のうち、第3項の規定により第1順位の遺族となるもの（以下「第1順位遺族」という。）とする。

2 前項の遺族の範囲は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 第1順位遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければ

ならない。この場合において、当該代表者に対してした支給は、当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

(重傷病見舞金の支給の対象者)

第5条 条例第2条第10号の規則で定める要件は、当該負傷又は疾病の療養のために3日以上病院に入院することを要したこと(当該疾病が精神疾患である場合にあっては、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったこと)とする。

2 条例第8条第1項第2号に規定する重傷病見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者とする。

(見舞金の支給の制限)

第6条 市長は、次に掲げる場合には、遺族見舞金及び重傷病見舞金(以下「見舞金」という。)を支給しない。

(1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族(第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下この条において同じ。)と加害者との間に次のいずれかに該当する親族関係があったとき。

ア 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。)

イ 直系血族(親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。)

ウ 3親等内の親族(ア又はイに掲げる者を除く。)

(2) 犯罪被害について、犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があったとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由があったとき。

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 登別市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年条例第22号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であること。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者若しくはその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、見舞金を支給することが社会通念上適

切でないとき市長が認めるとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切であると市長が認めるときは、見舞金を支給する。

(併給調整)

第7条 市長は、見舞金の支給を受けることができる者が他の地方公共団体における条例又はこの規則と同様の制度による見舞金の支給を受けているときは、当該犯罪被害者に対する見舞金の支給は、行わないものとする。

(遺族見舞金の支給申請)

第8条 遺族見舞金の支給を受けようとする第1順位遺族(第1順位遺族が2人以上あるときは、第4条第4項の規定により選任された代表者。以下この条及び第11条において「遺族見舞金申請者」という。)は、遺族見舞金支給申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他の当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類
- (2) 犯罪被害者が犯罪被害を受けた当時市内に住所を有していたこと、又はやむを得ず市内に住所を有さないで居住していたことを証明する書類
- (3) 遺族見舞金申請者と犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍謄本又は抄本その他の証明書
- (4) 遺族見舞金申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合は、その事実を証明する書類
- (5) 遺族見舞金申請者が犯罪被害者の配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明する書類
- (6) 遺族見舞金申請者が第4条第2項第2号に該当する者であるときは、犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を証明する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(重傷病見舞金の支給申請)

第9条 重傷病見舞金の支給を受けようとする犯罪被害者(以下この条及び第11条において「重傷病見舞金申請者」という。)は、重傷病見舞金支給申請書(別記様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出

しなければならない。

- (1) 重傷病が発生した日、治療に要する期間及び重傷病の状態に関する医師の診断書その他の書類
- (2) 重傷病見舞金申請者が犯罪被害を受けた当時市内に住所を有していたこと、又はやむを得ず市内に住所を有さないで居住していたことを証明する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(見舞金の支給申請の期限)

第10条 見舞金の支給申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは重傷病の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪行為による死亡若しくは重傷病が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(見舞金の支給決定等)

第11条 市長は、第8条又は第9条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、速やかに見舞金の支給の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）支給決定通知書（別記様式第3号）又は見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）不支給決定通知書（別記様式第4号）により遺族見舞金申請者又は重傷病見舞金申請者に通知するものとする。

(見舞金の請求)

第12条 前条第2項の規定により見舞金の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、その支払を請求しようとするときは、見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）請求書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(見舞金の支給決定の取消し等)

第13条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、見舞金の支給決定を取り消し、又は既に支給した見舞金の返還を求めるものとする。

- (1) 第6条第1項に規定する見舞金の支給の制限に該当することが判明したとき。（同条第2項の規定により、社会通念上適切であると市長が認める場合を除く。）
- (2) 偽りその他不正の手段により見舞金の支給決定又は見舞金の支給を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、見舞金の支給決定を取り消し、又は既

に支給した見舞金の返還を求めることが適当であると市長が認める
とき。

2 市長は、前項の規定により見舞金の支給決定を取り消したときは、見舞金支給決定取消通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。
（報告等）

第14条 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、受給者その他の関係人及び関係機関等及び医療機関に対し、報告を求め、又は調査を行うことができる。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日以後に行われた犯罪行為による犯罪被害について適用する